

第183回国会閣第70号に対する修正案

第183回国会衆議院厚生労働委員会可決

生活保護法の一部を改正する法律案に対する修正案

生活保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち生活保護法第二十四条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定のうち第一項中「の申請は、第七条に規定する者が」を「を申請する者は」に、「提出してしなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

第一条のうち生活保護法第二十四条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定中第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。